

第5章 火山対策計画

第1節 総則

第1 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号 以下「基本法」という）第42条の規定に基づき、火山災害が発生した場合にとるべき火山災害応急対策を中心に火山防災対策に係る措置、火山防災対策上緊急に必要とされる施設等の整備、火山災害に係る防災訓練、火山防災上必要な教育及び広報に関する事項等について定めたものであり、これを推進することにより住民の生命、身体及び財産を火山による災害から保護することを目的とする。

なお、本計画では常時観測火山である磐梯山、安達太良山、吾妻山を対象としている。

第2 計画の指針

- 1 本計画は、火山災害の発生に伴う被害を防止し軽減するため、町及び防災関係機関の講ずべき措置を定めるものとする。
- 2 本計画は、火山災害発生時における応急対策を中心に作成するものとし、併せて教育、広報、訓練及び緊急整備事業等の平常時における対策についても計画化するものとする。
- 3 本計画は、防災関係機関等とともに引き続き研究協議し検証を行い、計画内容の充実を図るものとする。

第3 火山の概要

各火山の概要は次のとおりである。

1 磐梯山

有史以来最大の噴火は、1888年（明治21年）7月15日午前7時45分に発生した「磐梯山噴火」で、被害は埋没家屋45戸、潰壊家屋約418戸、死者477名、負傷者約518名、被害面積約11,124ヘクタールに及んだ。

この噴火は、一般的な噴火の形態（地球内部にある高熱と高圧地帯に何らかの地殻変動が起こり亀裂等が生じた時、その亀裂にそって溶岩が流れ出す。）とは異なり、地中の巨大なエネルギーで圧せられた蒸気圧や硫気圧等が圧力を支える壁をぶち破り、限界を超えて一挙に噴出し、山ごと吹き飛ばしたもので、溶岩の噴出はみられなかった。多量の岩塊や土が水に混じって泥流となり、北方に向かって、高さ約1,100メートルのところから800メートルのところまで8キロメートルもの距離を走り、この通路に当たった多くの人々が飲み込まれ埋められた。

また、平成12年8月には、火山性地震が増加するなど火山活動が活発化したため、気象庁から臨時火山情報が発表された。

2 安達太良山

1899年（明治32年）から1900年（同33年）に噴火が発生し1900年の噴火によって72名の死者が発生した。

また、1997年（平成9年）9月には沼ノ平火口内で火山性ガスによる死亡事故が発生した。（4名死亡）

3 吾妻山

吾妻山は、那須火山帯のうちでも有数の大火山であり、1893年（明治26年）1950年（昭和25年）、1952年（昭和27年）、1977年には噴火が発生している。

第 2 節 災害予防対策

(総務課、町民生活課、保健福祉課、農林課、商工観光課)

第 1 防災のための体制整備及び事業等の推進

1 防災体制の整備

ア 警戒区域の設定

気象庁が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を行い住民等への周知に努めるものとする。

イ 災害対策本部又は現地本部の設置

災害対策実施上必要と認めるときは、災害対策本部又は現地本部等を設置して、災害対策に万全を期するものとする。

ウ 噴火警報等の伝達

関係機関及び住民等に対し、県から通報される噴火警報等の周知徹底を図るものとする。

エ 避難勧告等の伝達及び監視

火山現象により町長が発する避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示を住民、登山者及び観光客に伝達する方法及び体制並びに監視のための体制を整備しておくものとする。

噴火警戒レベルに応じた立ち入り規制区域の設定や住民避難計画を作成するものとする。

なお、伝達にあたっては高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮するものとする。

2 防災事業等の推進

町は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。

ア 避難施設（退避舎、退避壕、退避広報施設等）の整備

イ 防災のための農林水産業経営施設の整備

ウ 降灰除去事業

エ 治山治水事業

オ 砂防事業

カ 河川の水質汚濁防止措置

キ 火山現象の調査、研究及びその成果の普及

第2 噴火警報等

1 噴火警報等の種類

活火山である吾妻山、安達太良山及び磐梯山に係る噴火警報等の種類は、以下のとおりである。

(1) 噴火警報

仙台管区气象台地域火山監視・警報センターセンターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象

(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間 的猶予がほとんどない火山現象) の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲(影響範囲) を付して発表する。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」(略称は「火口周辺警報」)として発表する。

(2) 噴火予報

仙台管区气象台地域火山監視・警報センターが、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。

(3) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

ア 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合

イ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

(4) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。

噴火警戒レベルは噴火予報・噴火警報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

注：表で記載している「火口」は、噴火が想定されている火口あるいはそれらが出現しうる領域

(火口出現領域)を意味する。伊豆郡東部火山群のように、あらかじめ噴火場所(地域)を特定できないものは、地震活動領域を火口領域と想定して対応。

吾妻山の噴火警戒レベル表

名称	対象範囲	レベル・キーワード	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5・避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし
		4・避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3・入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・小～中規模噴火が発生して、火口から概ね4km以内に噴石飛散 【過去事例】 1950年：噴石が火口から約1.2kmまで飛散 1893年：噴石が火口から約1.5kmまで飛散 ・地震多発や顕著な地殻変動等により、小～中規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし
	火口周辺	2・火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模噴火が発生し、火口から概ね1.5km以内に噴石飛散 【過去事例】 1977年：小規模噴火の発生 1952年：小規模噴火の発生、噴石が火口から約0.2kmまで飛散 ・地震活動や噴気活動の活発化等により、小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 1966年：有感地震を含む地震活動の活発化

噴火予報	火口内等	1・活火山であることを留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり
------	------	---------------	---	-------------------	-----------------------------------

注1) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) レベル3の規制には、一部道路の規制を含む。

注3) 火口とは、大穴火口、旧火口をいう。

注4) ここでいう中規模噴火とは、噴石が概ね2～4 kmの範囲に飛散する噴火とする。

磐梯山の噴火警戒レベル表

名称	対象範囲	レベル・キーワード	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警戒報	居住地域及びそれより火口側	5・避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模噴火の発生 ・噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している <p>【過去事例】 なし</p> <p>【予想される事例】 1888年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合</p>
		4・避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模噴火の可能性・噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される <p>【過去事例】 なし</p> <p>【予想される事例】 1888年の水蒸気爆発が積雪期に発生する可能性</p>

火口 周辺 警報	火口から居住地域近くまで	3・入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・中規模噴火が発生して、火口から概ね3 km以内に噴石飛散 【過去事例】 なし ・中規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 2000年8月15日：日別地震回数403回、有感地震発生、GPSに若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制
	火口周辺	2・火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	・小規模噴火が発生し、火口から概ね1 km以内に噴石飛散 【過去事例】 なし ・小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 なし
噴火予報	火口内等	1・活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	現在の状態

注1) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) レベル3の規制には、一部道路の規制を含む。

注3) 火口とは、銅沼付近の旧火口と沼の平火口をいう。

安達太良山の噴火警戒レベル表

名称	対象範囲	レベル・キーワード	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地及びそれより火口側	5・避難	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地まで到達、あるいはそのような噴火切迫している 【過去事例】なし 【予想される事例】1900年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合
		4・避難準備	居住地に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、居住地まで到達すると予想される 【過去事例】なし 【予想される事例】1900年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合
火口周辺警報	火口から居住地近くまで	3・入山規制	居住地の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模噴火が発生して、火口外に噴出物が飛び出す ・ベースサージ（爆風）、岩屑なだれ等 【過去事例】1900年7月17日：噴火、沼ノ平火口内で水蒸気爆発火口内硫黄精錬所が吹き飛ばされ72名死亡、10名負傷 ・中規模噴火が予想される 【過去事例】なし
	火口周辺	2・火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。沼ノ平火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模噴火が発生し、沼ノ平火口内での噴石飛散 ・噴気、泥、硫黄等の噴出 【過去事例】1899年8月24日：噴火、沼ノ平火口で水蒸気爆発。直径40mの新火口生成。降灰東方数km 1997年4月頃～：沼ノ平火口底の地中温度上昇

					・小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 なし
噴火予報	火口内等	1・活火山であることを留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	沼ノ平火口内で危険な箇所への立入規制。	・ごく小規模な噴気、泥等の噴出 【過去事例】 1996年9月：白色噴気 30m、沼ノ平中央部で泥の噴出、直径100mに飛散 2000年2月：一時的に 300mまで上がる

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

(5) 降灰予報

ア 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生5～10分程度で発表。
- ・ 噴火から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シュミレーション計算）を行い噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を公表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表。

（6）火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁（及び仙台管区气象台）が発表。

（7）火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動の高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。

イ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

ウ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

エ 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

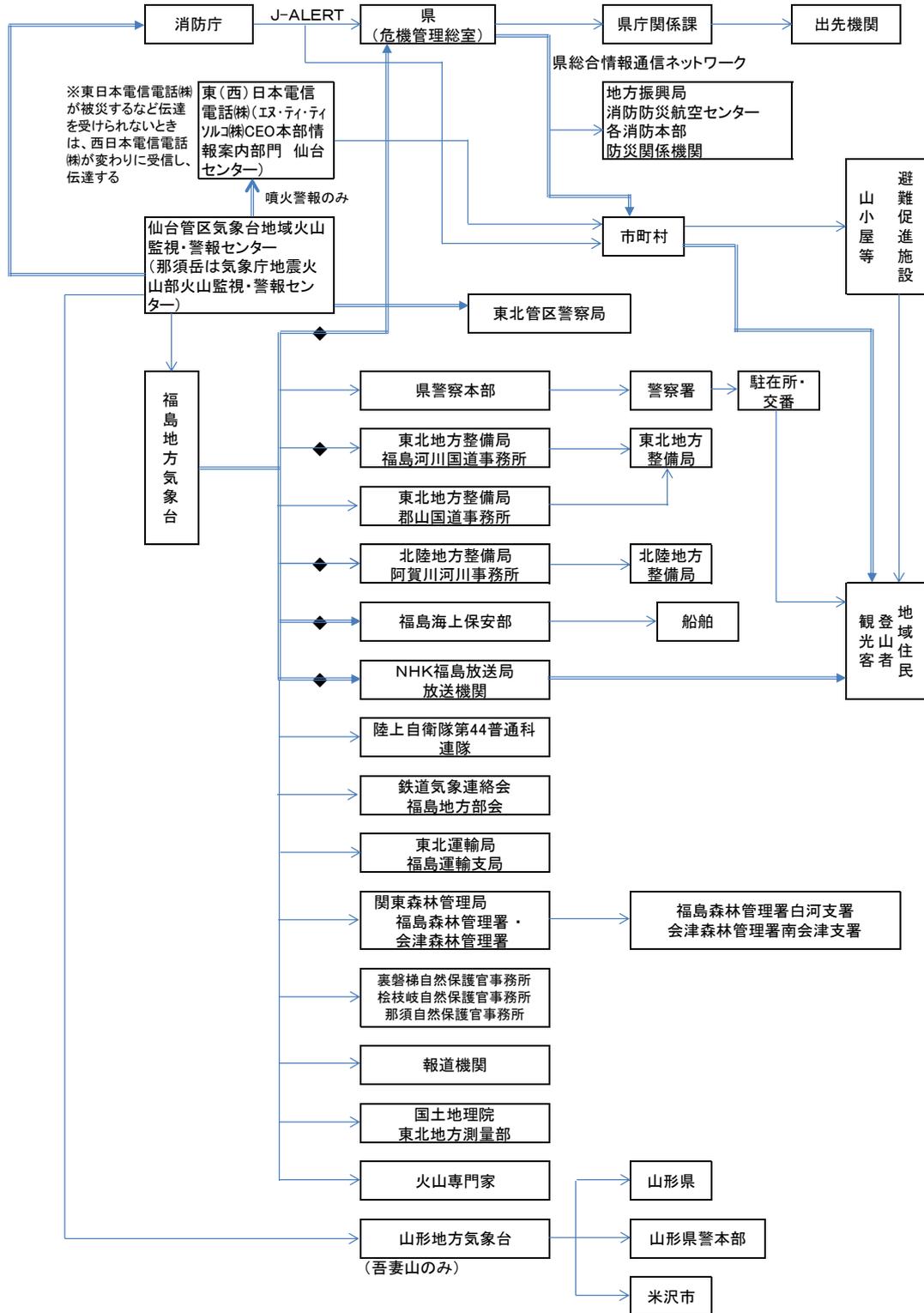
2 伝達気象官署

噴火警報等は、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳及び沼沢については仙台管区气象台が、また、那須岳については状況により気象庁地震火山部と仙台管区气象台が発表し、福島地方气象台を通じて伝達される。

第3 伝達系統

仙台管区気象台が発表する火山警報等の伝達は、県総合情報通信ネットワーク、電話、FAXにより次の系統図に従い行うものとする。

噴火警報等の伝達系統図(吾妻山、磐梯山、安達太良山)



※ 二重線は、特別警報発表時の伝達義務あり。(放送機関はNHK福島放送局のみ)
 ※ 「◆」は、防災情報提供システム(送達報)を用いた情報伝達を示す。
 ※ 北陸地方整備局に対しては、新潟地方気象台から防災情報提供システムを用いた情報の伝達あり。

第4 災害情報の収集及び被害報告

噴火等の火山活動により被害が発生し、又はそのおそれがあるときは、直ちに関係機関あてにその状況を通報するものとする。

1 災害情報収集及び被害報告責任者

町の責任者は、通報及び自ら収集した被害情報等を管轄の地方振興局又は福島県危機管理総室に通報するものとする。

2 通報事項

通報する事項は、概ね次の内容とする。

ア 噴火、異常現象の発生日時

イ 被害の状況

- ・被災地域、被災人員、家屋等の状況
- ・噴石、降灰等の状況

ウ 災害対策本部の設置状況

エ 主な応急措置の状況

- ・避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示の措置及び避難の状況
- ・避難者の輸送、観光客の救助等の実施状況
- ・その他応急措置の状況

オ 車両・医療救援要請に関する情報

カ その他必要事項

- ・異常現象等による地区住民及び観光客の動揺状況
- ・その他

3 異常現象発見者の通報

(1) 次のような異常現象を発見した者は、日時、場所、現象等について町村長又は警察官に通報する。

なお、これにより難い場合には、福島地方気象台に通報する。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化

イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発

ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化

エ 噴気孔の拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化

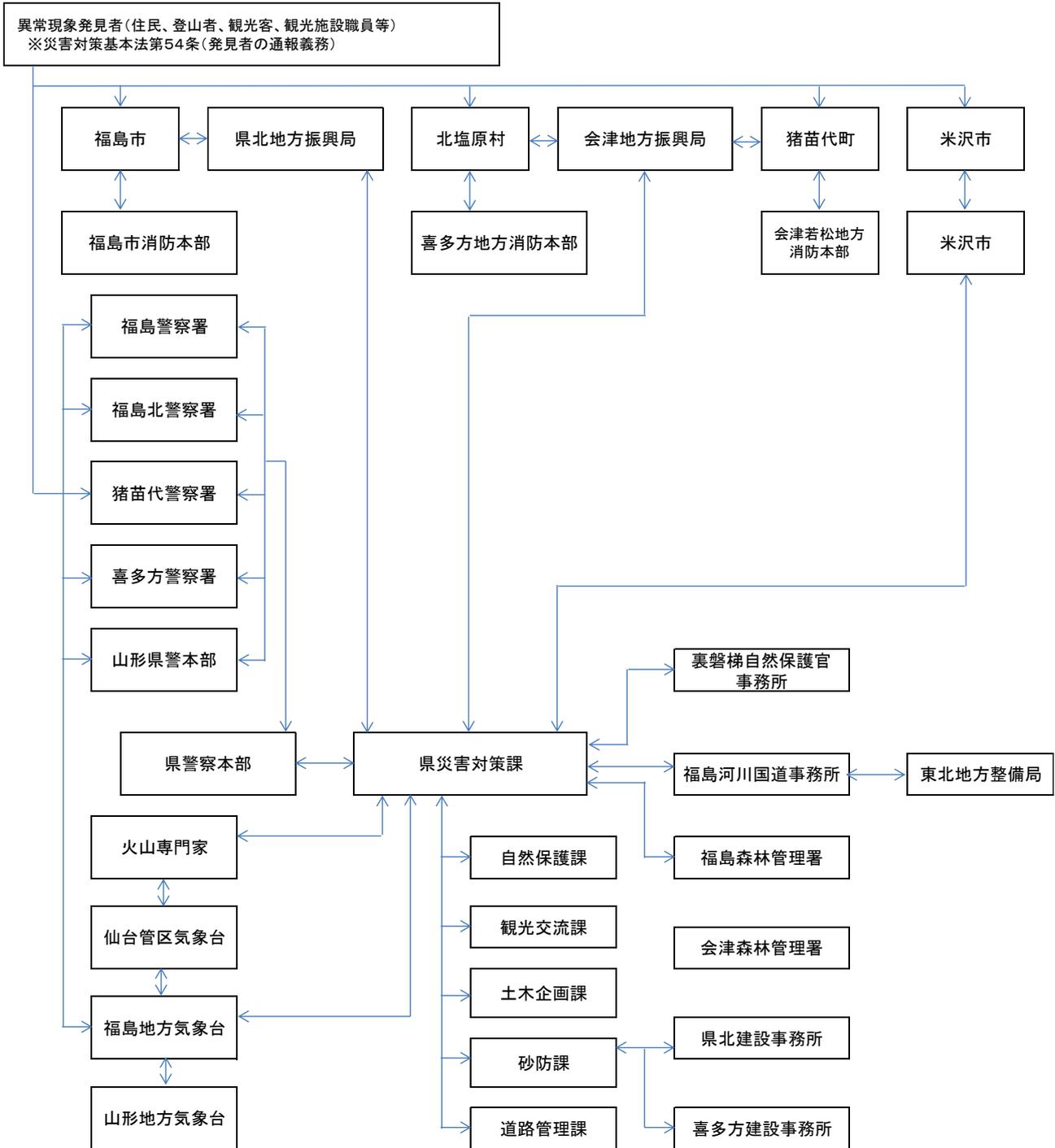
オ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化

カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の拡大や移動、草木の立ち枯れ等

キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

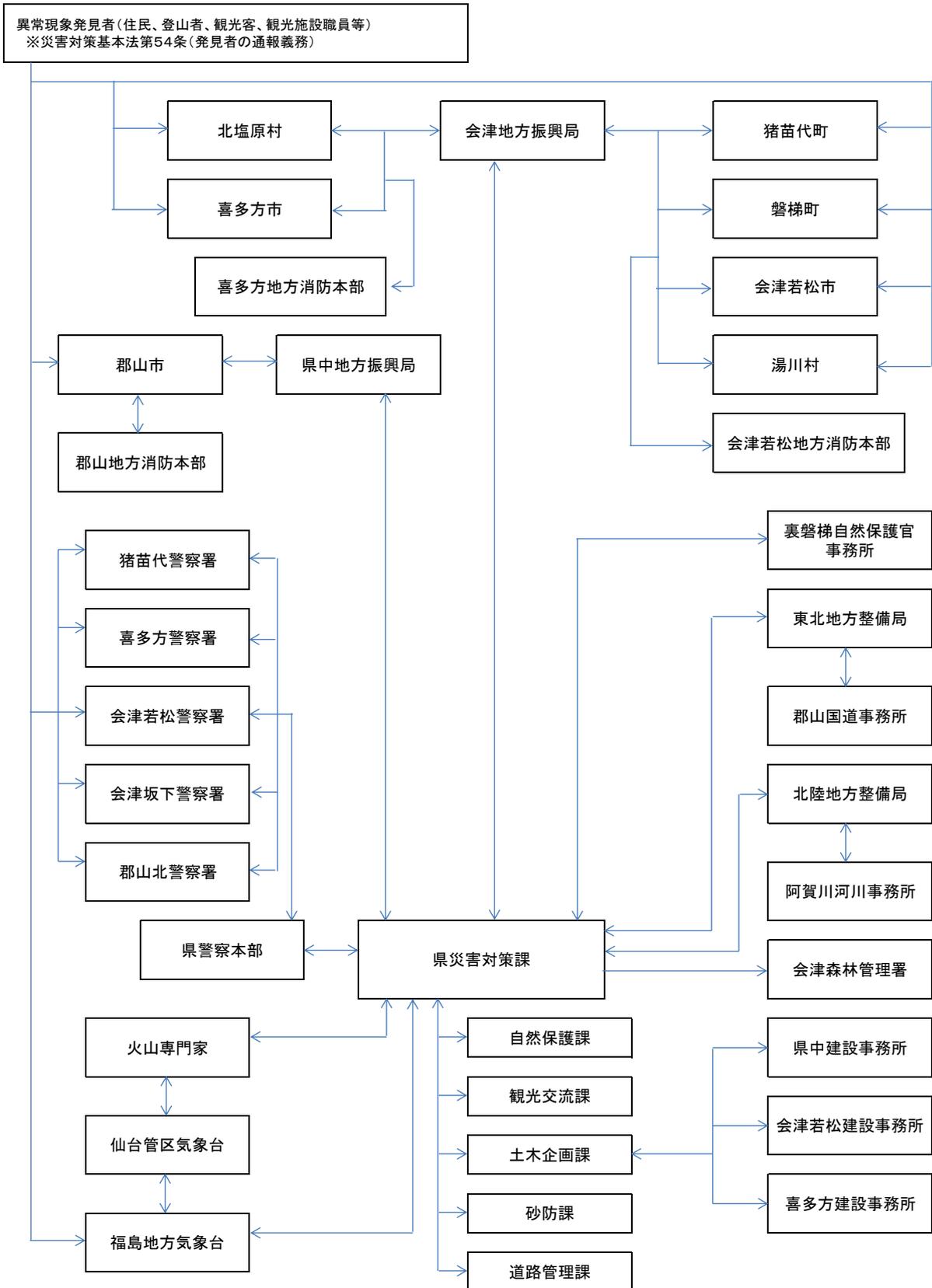
(2) 異常現象発見者から通報を受けた町長又は警察官は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関へ通報する。

吾妻山情報連絡系統図



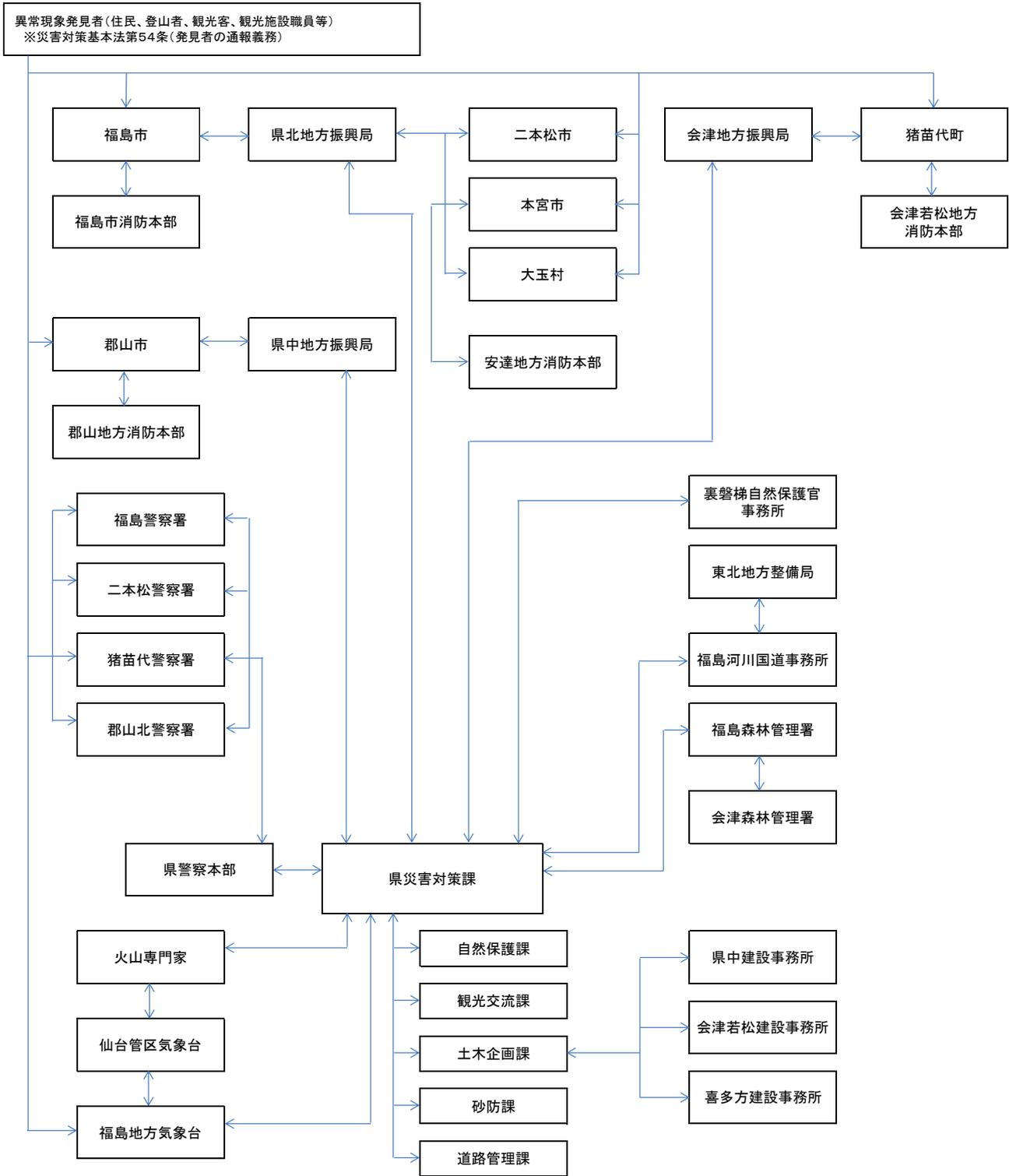
※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。
 ※災害時には、関係機関が連携して対応する。

磐梯山情報連絡系統図



※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。
 ※災害時には、関係機関が連携して対応する。

安達太良山情報連絡系統図



※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。
 ※災害時には、関係機関が連携して対応する。

第5 危険防止設備の整備

町長が指示する部局（農林対策部・商工観光対策部・建設対策部等）は、火山地域において危険が予想される場所等に注意を喚起する立看板を設置し、又は当該地域に立入りを規制する設備等の整備を図るものとする。

第6 火山現象の知識の啓発

総務課長（総務対策部長）、農林課長（農林対策1部長）、商工観光課長（商工観光対策部長）及び建設課長（建設対策部長）は、火山地域の住民、林道使用者、登山者及び観光客等に対して危険防止のための知識の啓発を行うとともに、火山地域にかかる関係機関に啓発について協力を要請するものとする。

また、異常現象が発生した場合の通報義務についての啓発も図り、火山性ガスの噴出地などの危険箇所については、立看板を設置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図るものとする。

第7 訓練の実施

1 防災訓練

総務課長は、防災関係機関及び住民等の参加を求め、火山災害の防止又は軽減を期するための防災訓練を実施するものとする。

2 情報伝達訓練

総務課長は、火山災害の特殊性を考慮して、防災関係機関等に参加を求め、各種情報の収集及び伝達等に係る情報伝達体制の確立を期するため、情報伝達訓練を実施するものとする。

第8 防災教育

町は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して火山防災上必要な防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及・徹底を図る。

第9 自主防災組織の整備

（第2章 第14節のとおり）

第10 要配慮者予防計画

火山災害においては、高齢者、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において、犠牲になる場合が多いため、こうした状況を踏まえ、要配慮者の防災対策を積極的に推進する。

（第2章 第15節のとおり）

第11 ボランティアとの連携

大規模な火山災害発生時には、多くの善意の支援申し入れが寄せられるため、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制について検討しておく必要がある。また、ボランティアの受け入れに際しても、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう努める。

1 ボランティア団体等の把握・登録

町は、日本赤十字社福島県支部会津地区猪苗代分区、社会福祉協議会などと連携を図りながら団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

2 ボランティア団体等の受入れ体制の整備

町は、地域におけるボランティアコーディネート機能を有するボランティア団体等と連携を図りながら、災害対策本部の中にボランティア団体に対する情報の窓口を設けるなど、情報提供に努める。

また、ボランティアの活動拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討し、ボランティア保険制度の導入についても検討すること。

(第3章 第20節のとおり)

第3節 災害応急対策

(総務課、保健福祉課、商工観光課、建設課、上下水道課、教育総務課、生涯学習課、こども課)

町及び防災関係機関は、火山災害の発生防止、または火山災害が発生した場合における被害の軽減を図るため必要な火山災害応急対策を実施するものとする。

第1 職員参集基準

火山災害は、突発的に発生が予想されるため、初期の防災機関の立ち上がりが非常に重要である。特に夜間、休日等に火山災害が発生した場合には、被害の状況等の情報の収集連絡等に当たるため、職員の参集範囲について、次のように定めるものとする。

- 1 噴火警報レベル2・3が発表された場合 各課長と関係職員
- 2 噴火警報レベル4が発表された場合 全職員

(第3章 第2節のとおり)

第2 災害対策本部の設置基準

1 災害対策本部の設置等

町長は、火山災害が発生する可能性がある場合において、次の基準により災害対策本部を設置する。

- (1) 噴火警報レベル4が発表されたとき (自動設置基準)
- (2) 噴火警報レベル3が発表されたときは、災害対策本部員会議を設置し、災害対策本部についての設置を検討する。
- (3) 気象庁の発表にかかわらず、町内に火山による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

2 災害対策本部の業務

- (1) 住民への情報提供と呼びかけ
- (2) 火山情報等の受伝達
- (3) 防災関係機関等との業務に係る調整連絡
- (4) 発災後における応急対策の準備
- (5) その他火山災害応急対策の実施

3 災害対策本部の組織及び運営

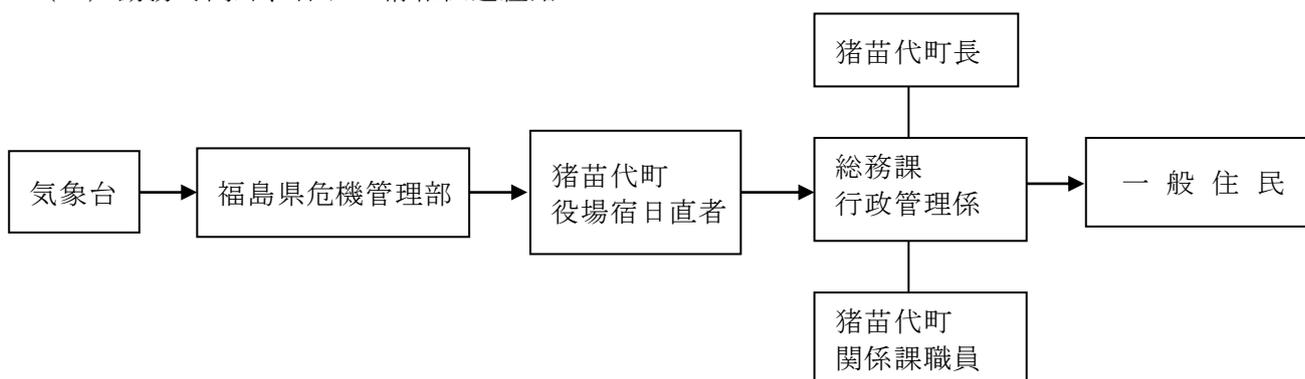
災害対策本部の組織及び運営は、猪苗代町災害対策本部条例の定めるところによる。

第3 火山災害情報に関する対策

(1) 勤務時間内の情報伝達経路



(2) 勤務時間外、休日の情報伝達経路



(3) 県防災行政無線の活用

県が行う火山災害時における災害情報の伝達並びに被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は県防災行政無線を活用する。

1 被害状況等の報告

町が県（会津地方振興局）に報告するに当たっては、県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、防災事務連絡システムで報告できない場合は、FAX及び電話等で報告するものとする。

なお、この場合において、町が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行うこととする。

2 町の組織内の伝達

(1) 勤務時間内

ア 庁舎内 放送設備による一斉放送により伝達する。

イ 出先機関 放送を受けた各連絡員は、電話等により関係出先機関に伝達する。

(2) 勤務時間外、休日の伝達

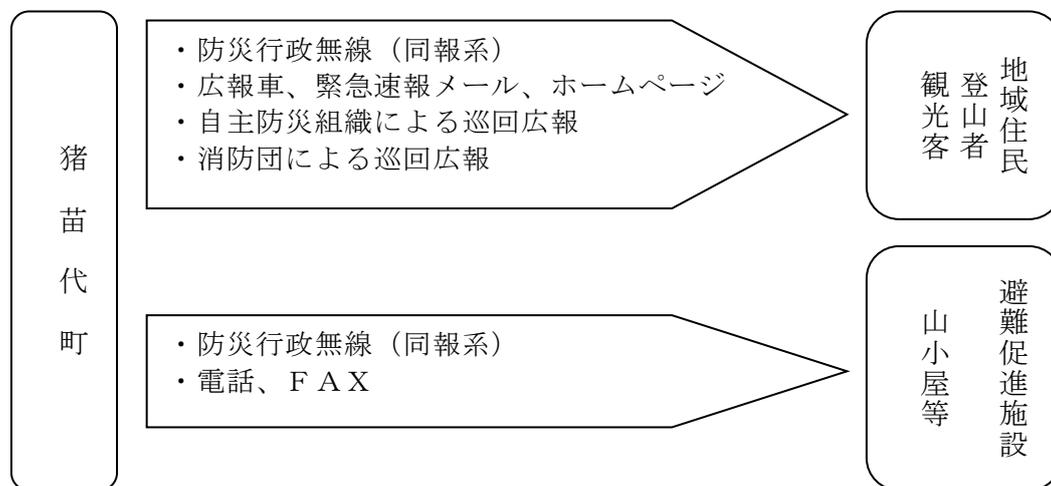
勤務時間外、休日においては、宿日直者が総務課行政管理係長へ連絡し、電話又は使送により関係職員に伝達する。

(3) 町教育委員会の伝達

教育委員会より各町立学校等への伝達系統は、教育委員会において別に定める。

3 火山情報等の住民への周知

町は、火山情報等について防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車等により地域住民に伝達するものとする。



4 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

(1) 食料、生活必需品、医薬品等の確保

ア 災害応急対策に必要な物資等の確保を行う。

イ 町は、県に対し居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）応援救護及び被災者救護のため必要な物資の供給の要請をすることができる。

(2) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

ア 防災関係機関は、この計画に定める災害応急対策及び施設等の災害復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等を行うものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は機関ごとに定める。

第4 広報対策

災害時の混乱の発生を未然に防止し、火山災害応急対策が迅速かつ的確に行われ被害の軽減に資するよう各防災関係機関は広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 火山情報等及び町内における災害危険区域及び避難対象地区への周知
- (2) 避難の勧告及び指示等
- (3) 交通規制の状況等、火山災害応急対策の内容と実施状況
- (4) その他状況に応じて事務所又は住民に周知すべき事項

2 広報手段等

広報は、防災行政無線（戸別受信機を含む）・広報車等による伝達ルートを用いて行うものとする。

3 広報の重点事項

町は、住民への広報を実施するに当たっては、次の事項に留意して、的確、迅速に行うものとする。

- (1) 冷静な行動をとるべきこと。
- (2) 不要な火気を始末すること。
- (3) 家具等屋内重量物の倒壊防止措置をとること。
- (4) 防災行政無線（戸別受信機を含む）・テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- (5) 当座の飲料水、食料等の持ち出しの準備をすること。
- (6) 自動車による移動を自粛すること。
- (7) 避難対象地区として町から指定された地域以外は避難行動をしないこと。
- (8) 特に必要のない限り、食料の買い出し等の外出は自粛すること。
- (9) 特に必要のない限り、電話の使用は自粛すること。

第5 各施設の対策

町は、火山災害の発生に備え、災害の発生を防止し、又は軽減するため、管理する施設、設備については、第三者（入場者）に対し危険を及ぼさないことを第一目標に実施するものとする。

なお、具体的な措置内容は、施設管理者が別に定める。

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

- (1) 公共施設
- (2) 病院
- (3) 旅館等
- (4) ショッピングセンター
- (5) 集会所

2 各施設等に共通する事項

- (1) 火山情報等の入場者への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 火気使用設備の点検
- (4) 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止の措置
- (5) 発火流失、爆発のおそれのある危険物等の点検
- (6) 受水槽等の緊急貯水
- (7) 消防用設備の点検、整備と事前配備
- (8) 防災活動上必要な資機材等の確保
- (9) 通信手段の確認と確保
- (10) その他、管理する施設、設備について特に必要な点検

3 個別事項

- (1) 病院等にあつては、重傷患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のため必要な措置
- (2) 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- (3) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のため必要な措置
- (4) 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）及び3（入山規制）における登山道の規制は、以下のとおりとする。

ア 吾妻山

噴火警戒 レベル	規制箇所 (立入規制看板設置箇所)	規制等周知・案内看板設置箇所
2	(該当なし)	蒲谷地地域、金堀地域、下の土湯地域
3	蒲谷地地域	金堀地域、下の土湯地域

イ 磐梯山

噴火警戒 レベル	規制箇所 (立入規制看板設置箇所)	規制等周知・案内看板設置箇所
2	翁島登山口、猪苗代登山口 渋谷登山口、川上登山口	(該当なし)
3	噴火警戒レベル2と同様	

ウ 安達太良山

噴火警戒 レベル	規制箇所 (立入規制看板設置箇所)	規制等周知・案内看板設置箇所
2	沼尻登山口、笹平分岐	横向登山口
3	沼尻登山口、横向登山口	(該当なし)

4 広域避難場所等の安全確認

町は、発災に備えて避難場所等の安全確保の確認を行う。

5 火山災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 自家発電装置等による非常電源の確保
- (2) 通信手段の確保
- (3) その他の必要な措置

第6 建物及び構造物等の倒壊

町は、余震による建築物等の倒壊に関して建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度の判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、

適切な避難対策を実施するものとする。

第7 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配備

- 1 町は、この計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等を行うものとする。
- 2 防災関係機関は、町が実施する災害応急対策を推進するため、必要な人員の確保等の準備を行うものとする。
なお、具体的な内容は、機関ごとに定める。

第8 避難対策

町は、噴火警戒レベル2又は3が発表されたとき、登山者等に対し火口周辺への立入り規制又は登山禁止・入山規制をとる。さらに居住区域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、必要に応じて居住区域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。

また、噴火警戒レベル4又は5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると認めるときは、警戒が必要な居住区域における住民に対して避難準備又は避難、及び要配慮者の避難を呼びかけるものとする。

1 避難の実施

- (1) 町長は、火山災害が発生するおそれがある場合、直ちに危険地区の住民等に対し、次の内容を明示して避難勧告又は避難指示（緊急）を行うものとする。
 - ア 避難対象地区
 - イ 避難経路
 - ウ 避難先
 - エ 避難勧告又は指示の理由、噴火による急傾斜地崩壊の危険性
 - オ その他必要な事項
- 2 町長は、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認められるときは、危険区域の指定を行うとともに、次の措置をとるものとする。
 - (1) 防災行政無線（戸別受信機を含む）・広報車等による避難の勧告、指示等の周知
 - (2) 県災害対策本部への避難状況等の報告
 - (3) 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への集団避難の指導
 - (4) 猪苗代警察署への避難の勧告、指示を行った旨の通知
 - (5) 猪苗代警察署への避難誘導、交通規制等の措置の依頼
- 3 町長は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備並びに職員の派遣を行うものとする。

- 4 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業者、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 5 町長は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等避難に当たり介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
- 6 町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、5に掲げる者の避難場所までの介護及び誘導担当は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災組織の指定する者が担当するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は移送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- 7 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 収容施設への収容
 - (2) その他必要な措置
- 8 町は、7に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - (1) 流通在庫の放出等の要請
 - (2) その他必要な措置
- 9 町は、磐梯山での火山災害が発生するおそれがある場合においては、警報装置を吹鳴し、登山者等に危険を周知する。

第9 飲料水に係る措置

1 供給量の確保

町は、関係機関の協力を得て、各家庭その他の施設等に対して緊急貯水を要請する。

2 応急給水体制

町は、給水に必要な水量の確保を行う。

3 民間井戸等

町は、あらかじめ自主防災組織単位に井戸の把握に努め、災害時に活用できるよう措置するものとする。

4 水質検査体制

現在、既存の飲料水の検査は毎月1回民間会社へ委託して実施しているため、緊急時に新たな飲料水の確保が必要な場合は、水質検査が必要となる。

第10 食料、生活必需品の確保

町は、応急物資及び生活必需物資の調達について関係団体等と連絡をとり、食料及び生活必需物資調達体制の確認をするものとする。

第 1 1 医療救護対策

町は、この計画に基づき救護所の開設を行い、医療救護活動に必要な医療器材、医薬品の緊急調達を行うものとする。（第 3 章 第 1 0 節のとおり）

第 1 2 緊急輸送

- 1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は、次のとおりである。
 - (1) 火山災害応急対策実施要員
 - (2) 火山災害応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
 - (3) その他火山災害対策本部長が必要と認める人員、物資又は資機材
- 2 緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係及び実施機関相互の連絡協力体制を十分整備するものとし、緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町災害対策本部において必要な調整を行うものとする。
- 3 緊急輸送路等の整備
緊急輸送路等に指定された施設の管理者は、計画に基づきその施設の整備に努める。
- 4 本町における緊急輸送ルートは、第 3 章第 1 5 節のとおりとする。
- 5 ヘリコプター臨時離着陸場
空路からの物資受け入れ拠点として資料 5 0 の臨時ヘリポートを指定する。
- 6 緊急輸送車両等の確保
 - (1) 町及び関係機関は、緊急輸送に必要な輸送車両などについては、町内運送業者と災害支援協定を締結し、緊急輸送に必要な輸送車両の確保を図るものとする。確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段は別に定める。
 - (2) 町は、輸送手段の確保について、県に対し要請することができる。
(第 3 章 第 1 1 節のとおり)

第 1 3 交通対策

- 1 道路
安全、円滑な避難及び緊急輸送を確保するため、次の交通対策を実施するものとする。
 - (1) 運転者のとるべき措置
 - ア 走行中の車両は、次の要領により行動すること。
 - (ア) 火山の発生を覚知した場合は徐行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して火山情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - (イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に駐車させること。やむをえず道路上において避難するときは、他の車両等の通行に支障なき場所に停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 交通規制措置等

ア 基本方針

- (ア) 災害危険区域内への一般車両の走行は極力抑制する。
- (イ) 災害危険区域内への一般車両の流入は極力抑制する。
- (ウ) 災害危険区域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
- (エ) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図る。

イ 交通規制箇所

- (ア) 災害危険区域への車両の流入は、原則として災害危険区域と災害危険区域外との境界付近の交差点において規制する。

ウ 交通規制の実施

混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制は、猪苗代警察署と連絡を取りながら実施する。

エ 交通規制は、災害対策基本法に定められた標識等を設置し実施する。ただし、緊急を要し標識等を設置するいとまがないとき、又は標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行うものとする。

オ 緊急輸送車両の確認手続

- (ア) 緊急輸送車両は、基本法第76条に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- a 避難勧告、指示
- b 消防、水防その他の応急措置
- c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- d 施設及び設備の整備及び点検
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該火山災害により、火山災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持
- f 緊急輸送の確保
- g 火山災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備
- h その他の災害応援対策又は被害の軽減を図るための措置

カ 緊急輸送車両の確認申請

- a 緊急輸送車両の確認申請は、猪苗代警察署に対して行うものとする。

2 鉄道

(1) 運行方針

鉄道機関は、火山災害発生時の交通規制について、次の方針を原則として対処するものとする。

- ア 災害危険区域へ進入する予定の列車に対しては、進入を制限する。
- イ 災害危険区域を運行中の列車に対しては、最寄りの駅又は、その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機する等の措置をとるものとする。

(2) 列車の運転規制等

- ア 火山災害が発生した場合、列車の運転規制手配は次のとおりとする。
 - (ア) 災害危険区域への列車の入り込みを規制する。
 - (イ) 災害危険区域を運転中の列車は、原則として火山防災上、安全な最寄り駅又は駅付近の指定する箇所へ停止させる。
 - (ウ) 運転再開は、東日本旅客鉄道（株）仙台支社福島支店（以下「JR」という。）災害対策本部長の指示による。

(3) 旅客の待機、救護等

- ア 駅構内の旅客及び駅に停止した列車内旅客については、駅内又は車内放送、掲示等により火山情報等を伝達し、係員の指示に従うよう案内する。

この場合、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させるものとする。
- イ 旅客の待機が長期間となった場合、危険が見込まれる場合及び発生後は、町が定める避難地へ旅客を避難させることとし、このことについては、あらかじめ関係市町村と協議をしておくものとする。
- ウ アに掲げる旅客に対しては、食事の斡旋を行うこととし、あらかじめ指定した駅周辺の食料品店、食堂等の食事供給能力について調査をし、その供給能力について協力体制を整えておくものとする。

なお、食事の斡旋が不可能となった場合は、関係市町村に給食を要請する。このことについては、あらかじめ関係市町村と協議をしておくものとする。
- エ 前各号に掲げるJRの保護下にある旅客のうち、病人等、緊急を要する旅客は、駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力体制を確立し、また、駅間における列車内旅客に病人が発生した場合は、乗客中の医師等に応急手当を依頼するとともにJR災害対策本部又は現地災害対策本部に救護要請を行う。
- オ 駅等においては、応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対して応急措置が可能な体制を整えておくものとする。

(4) 警備対策

駅舎内及び列車内等、JRの保護下にある旅客の安全確保、秩序の維持を図るため、列車の停止状況、旅客の待機状況等を勘案のうえ、関係社員による配備を強化する。

また、必要により警察の応援を求めて混乱、盗難等各種犯罪の防止に努める。

3 バス

本町を運行するバス会社は、磐梯東都バス（株）猪苗代磐梯営業所1社であり、火山災害の

発生時における火山災害応急対策の概要は、次のとおりである。

(1) 広報施策

火山災害が発生した場合の運行停止措置について、その内容を車両及び停留所等に掲示し、平素から旅客に呼びかけるものとする。

(2) 災害危険予防措置

運行路線にかかわる以下のような危険箇所については、あらかじめ調査し、それを教育、訓練等により従業員に周知徹底するものとする。

- ア 建物密集地
- イ ガソリンスタンド
- ウ 橋梁
- エ 踏切
- オ 歩道橋の下
- カ 路肩軟弱箇所
- キ 高圧ガス貯蔵所
- ク 電柱、塀
- ケ 高圧線の真下

(3) 情報の収集、伝達

火山情報等の伝達、収集は迅速かつ的確な周知の方法を図るものとする。

特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、半鐘、標識等による情報収集に努めるものとする。貸切車の乗務員についても同様とする。

(4) 運転中の乗務員の措置

ア 火山災害の発生を覚知した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け、安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地への教示を行うものとする。

イ 運行の中止にあつては、十分な車両の安全措置を行ったうえ、駐車措置を講じ旅客の避難状況等について町災害対策本部に連絡するものとする。

第14 関係機関等への連絡調整及び応援要請

1 関係機関への連絡調整

町は、火山災害応急対策実施状況の把握、連絡体制の事前確認等のため、関係機関等と連絡調整を図るものとする。

2 関係機関への応援要請

町は、火山災害応急対策を実施するため、必要があるときは、関係機関等へ応援を要請するものとする。

関 係 機 関 一 覧 表

関係機関名	住 所	電 話 番 号
国土交通省福島河川国道事務所	福島市黒岩字榎平36	024-546-4331
国土交通省阿賀川河川事務所	会津若松市表町2-70	0242-26-6487
国土交通省郡山国道事務所	郡山市安積町荒井字丈夫内28-1	024-946-8165
会津森林管理署	会津若松市追手町5-22	0242-27-3270
東北農政局福島県拠点	福島市南中央3-36	024-534-4141
福島県喜多方建設事務所	喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3	0241-24-5725
福島県猪苗代土木事務所	猪苗代町字梨木西70	0242-62-3102
J R 猪苗代駅	猪苗代町大字千代田字扇田264	0242-65-2025
N T T 東日本 会津若松支店	会津若松市栄町2-4	0242-22-4245
猪苗代警察署	猪苗代町字梨木西100-1	0242-63-0110
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	会津若松市北会津町中荒井字諏訪前11	0242-59-1420
会津保健福祉事務所	会津若松市追手町7番40号	0242-29-5504
東北電力ネットワーク(株) 会津若松電力センター	会津若松市東栄町3-38	0242-27-6663
磐梯東都バス(株)猪苗代磐梯営業所	猪苗代町大字千代田字柳田63	0242-72-0511

第 1 5 消防対策

1 猪苗代消防署による消防活動

猪苗代消防署は、第一線の消防活動機関であり、火山災害による火災に対し最も中心的役割を果たす組織であるため、消防団等と連携し有効な対策を行うこととする。

- (1) 災害情報収集活動優先の原則
- (2) 避難地及び避難路確保優先の原則
- (3) 重要地域優先の原則
- (4) 消火可能地域優先の原則
- (5) 市街地火災消防活動優先の原則
- (6) 重要対象物優先の原則
- (7) 火災現場活動の原則

2 消防団は、火山に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集活動
- (2) 出火防止

- (3) 消火活動
- (4) 救助活動
- (5) 避難誘導

3 組織及び分担業務

消防団の組織及び分担業務は、資料 1 1 及び資料 1 2 によるほか、事態に即してその都度対応する。

4 隣接協定及び県内統一応援協定による応援

猪苗代消防署は、単独での消防活動が困難であると判断したときは、隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応ができない場合は、福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

5 消防防災ヘリコプターの応援要請

町長は、次の基準に該当する場合に県（危機管理部）、または猪苗代消防署を通して要請するか、直接消防防災航空隊へ要請する。

- (1) 地震、台風、豪雨、豪雪、火山等による災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合。
- (2) 災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、緊急に物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送を行う必要があると認められる場合。
- (3) 高速道路等での大規模災害事故等が発生した場合で、上空からの広範囲にわたる状況把握を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合。
- (4) 災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、緊急かつ広範囲にわたり住民等に対し危険のおそれがあると認められた場合。
- (5) その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合

6 他都道府県への応援要請

町長は、火山災害発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって知事への応援要請を行う。

- (1) 応援要請手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

町長は、他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- ア 被害の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 町への進入経路及び集結場所

7 消防庁長官への派遣要請

知事（危機管理部長）は、町長から他都道府県の応援要請を求められた場合で、必要と認め

られる時は、速やかに消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣等を要請し、その結果を直ちに町へ連絡する。

8 広域航空消防応援

知事は、町長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、必要と認めた場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づき、消防庁長官に対して他都道府県等所有のヘリコプターによる応援を要請する。

第16 児童生徒等保護対策

火山災害が発生した場合、幼稚園・こども園、保育所及び学校においては、園児、児童、生徒の生命、身体の安全保護に万全を期するとともに、緊急事態に備え迅速的確に対応できるよう措置を講ずることとする。

1 基本方針

- (1) 園児、児童、生徒の生命、身体の安全確保を最優先した計画であること。
- (2) 町の火山災害対策計画等を踏まえ、交通機関の運行状況についても十分配慮したものであること。
- (3) 学校の所在する地域の諸条件を考慮した計画であること。
- (4) 園児、児童、生徒の行動基準及び学校や教師の対処、行動が明確にされていること。
- (5) 全職員の共通理解がなされていること。
- (6) 火山災害が発生した場合、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に園児、児童、生徒の引き渡し等について、保護者に十分理解されている対策計画であること。

2 学校等の対応

- (1) 学校長等は、災害対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指導に当たる。
- (2) 児童、生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。
- (3) 園児、児童、生徒の引き渡しにあっては、あらかじめ方法を明確にしておくものとする。
- (4) 学校長等は、町教育委員会に退避、誘導等の状況を速やかに報告する。
- (5) 初期消火、救護、搬出活動等の防災活動、防災体制をとる。

3 教職員の対処、指導基準

- (1) 火山災害が発生した場合、園児、児童、生徒を教室等を集める。
- (2) 園児、児童、生徒の退避、誘導にあっては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し本部の指示により所定の場所へ誘導退避させる。
- (4) 心身障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- (5) 園児、児童、生徒の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行う。

(6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家族等で帰宅できない園児、児童、生徒については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

(7) 園児、児童、生徒の安全を確保した後、本部の指示により防災活動に当たる。

4 登下校時、在宅時に噴火が発生した場合の対策

(1) 登下校時に噴火が発生した場合は、直ちに帰宅するよう指導する。

(2) 交通機関の利用時については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。

(3) 在宅中の時は、登校しないようにし、家族とともに行動するよう指導する。

第17 警備対策

警察は、噴火の発生に係る住民の危惧、不安感等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に災害対策体制を確立し、警察の統合力を発揮して迅速的確な火山災害応急対策を実施することにより、住民の生命、身体、財産の保護行動に努め、治安維持に万全を期する。

第18 水道、電力、電話及び下水道施設の対策

水道、電力、電話及び下水道施設の対策の基本方針は、次のとおりとする。

1 水道施設の対策

町は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対して給水を確保継続するとともに、それぞれあらかじめ定めた火山災害応急対策計画等に従って、噴火時における防災上の措置を実施するものとする。

(1) 家庭用水の確保

ア 災害区域内における井戸を速やかに掌握し、塩素消毒を直ちに実施するとともに利用計画を策定する。

イ 流水使用（飲料不適井戸を含む。）の場合は、ろ過機の配置及び利用計画を策定する。

ウ タンク車の応援要請及び配車利用計画を策定する。

エ 水道法第40条に基づく緊急応援の要請及び配管並びに利用計画を策定する。

オ 給水量は、生活上最小限度を確保するものとし、1人1日3リットルとする。

(2) 復旧計画

ア 復旧用資材の確保

(ア) 隣接市町村水道事業所に対し、手持資材の供給要請を行う。

(イ) 製造業者よりの資材の確保に努める。

イ 資材の輸送体系の確立

資材を迅速に輸送するため車両の確保に努める。

ウ 復旧技術者の確保

隣接市町村の水道事業所及び関係機関等の協力を要請し、復旧技術者の確保を図る。特に配管工等の特殊技術者の確保を重点とする。

エ 第1次復旧

最小限度の給水可能な程度の復旧を目標とし実施する。

各施設の被害状況を速やかに把握し、とりあえず一部通水可能な程度の復旧作業を行うものとし、配水、浄水施設等については応急復旧作業程度の工事を行い、配管は露出配管により通水する。

消毒は、完全実施を行い得るよう他の工事に優先して実施し、遊離残留塩素0.2PPMを確保する。

配水量は、1人1日最小限10リットルとし、被災地区に均等に配水し得るように考慮し、配水計画を立てその旨周知徹底する。

オ 第2次復旧

浄水能力の復旧を目標とし、併せて主要配水管系の復旧を行う。

カ 第3次復旧

被害前の状況に復旧し配水規制を解除する。

完全復旧に当たっては、被害時の状況を十分検討し、将来を考慮し適切な補強工作を行うよう配慮する。

2 電力施設の対策

火山災害が発生した場合、電力会社は各施設を点検し応急措置を講じ、供給確保を図るものとする。

(1) 実施責任者

ア 地域内における施設の応急対策は、事業所が行うものとする。

イ 町長は、応急措置が必要と認めた場合、事業所に応急措置を要請するとともにその実施に協力するものとする。

(2) 応急措置要領

応急措置については、施設の事業者とあらかじめ協議し、(3)の応急対策により実施する。

(3) 応急対策

ア 災害対策本部の設置

(ア) 災害により電力施設に被害が発生するおそれがあるとき又は発生した場合は、電力会社が策定した「非常災害対策実施基準等」に基づいて災害対策本部を設置する。

(イ) 災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、非常配備の体制により応急対策を実施する。

(ウ) 災害対策本部長は、情報連絡、警戒指令及び復旧方針を決定し、迅速、的確な応急対策を実施する。

(エ) 災害対策本部は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、上位機関に
応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。

(オ) 災害対策本部は、応援復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円
滑化を図るため、輸送ルートを選定及び車両の確保に努める。

イ 情報収集及び広報

(ア) 火山災害が発生した場合、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早
期把握に努める。

(イ) 広報車等により地域住民へその状況及び注意事項について広報を行う。

ウ 応援復旧

(ア) 災害対策本部は、区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策
を実施する。

(イ) 復旧作業は各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり緊密な連絡と適切な復旧
計画のもとに効果的に実施する。

(ウ) 復旧作業は、病院、交通、通信、災害対策の中核となる官公署、報道機関及び避難
所等を原則的に優先する。

また、災害の状況及び施設復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい
ものから実施する。

3 電話施設の対策

(1) 災害対策本部の設置

火山災害が発生した場合、電話会社は災害対策本部を設置する。

(2) 情報収集及び連絡

ア 施設の被害状況は、機械、線路調査により把握するとともに、関係機関等から道路状況
及び被害情報を収集する。

イ 施設の被害状況及び完全復旧状況は、町災害対策本部及び関係機関、報道関係等へ通
報するものとする。

(3) 事前措置

ア 災害対策用資機材の点検

イ 可搬無線機の出動準備

ウ 異常ふくそうに対する措置の検討

エ 予備電源設備、移動電源車の稼働準備

オ 孤立無線設置箇所への接続試験確認

カ 行動要員の確保

(4) 応急復旧

災害により電話施設が被害を受けた場合、復旧班を出動させるとともに、状況によっては
上部機関及び関係工事業者へ応援要請をして速やかに施設を応急復旧し、公衆通信の確保を

図るため次の措置を行う。

- ア 可搬無線機による公衆電話の設置
- イ 可搬無線機による中小局間の通信回路の作成
- ウ 移動電源車、携帯用発動発電機による中小局の電源の確保
- エ 必要により、町災害対策本部、警察、消防機関等の通信回路の作成

(5) 非常通話、緊急通話の確保

通信施設が被害を受けない場合で、非常通話又は緊急通話を確保する必要があるときは、通信規制及び一部通信停止の措置を講じる。

4 下水道施設の対策

下水道施設は、管渠と処理場・ポンプ場から成り、管路施設においては、ほとんどが地中構造物であるため、噴火が発生した場合、短時間で被災状況を把握することは困難なので、情報交換を密に行い、二次災害の防止に努めなければならない。

(1) 応急対策

ア 災害対策本部の設置

- (ア) 災害により、下水道施設に災害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合は、町災害対策本部設置基準により災害対策本部を設置する。
- (イ) 災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、応急対策を実施する。
- (ウ) 災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び復旧方針を決定し、迅速・的確な応急対策を実施する。
- (エ) 災害対策本部は、被害が甚大で本部のみでは応急復旧が困難な場合、県に応援の要請をするとともに、施設の施工業者、管理委託業者及び下水道業者等に対して協力を要請する。

(2) 情報収集及び連絡

ア 管渠の状況

- (ア) 道路面からマンホールの浮上沈下
- (イ) マンホールごとの目視調査
- (ウ) TVカメラによる調査

イ 処理場・ポンプ場の状況

- (ア) 構造物のクラック、エキスパンションジョイント部の異常、地盤沈下
- (イ) 設備機械、配管バルブ等の調査
- (ウ) 処理場・ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査

ウ 住民からの情報

(3) 応急復旧

ア 災害対策本部は、区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し、応急対策を実施する。

イ 復旧作業は、各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり、緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効果的に実施する。

ウ 復旧作業は、病院、社会福祉施設及び避難所等を原則的に優先する。

また、災害の状況及び施設復旧の難易等を考慮して、復旧効果の最も大きいものから実施する。

第4節 教育、広報

(総務課、教育総務課)

火山災害対策の円滑なる実施を図るためには、町及び防災関係機関の職員はもとより、各種団体、事業所、住民等地域のすべての人々がそれぞれの役割に応じた活動主体として、火山に関する知識を正しく認識し、火山に関する情報等が出された場合の具体的行動について習熟するよう不断に努力することが必要である。

このため、町は独自に又は各種団体、事業所及び地域の自主防災組織等と協力し、火山災害上必要な教育、広報及び防災訓練を繰り返し実施して、火山災害応急対策に関する知識の普及及び火山災害が発生した時の的確な行動に資するものとする。

1 教育、広報

(1) 町職員に対する教育

ア 教育の方法

町は、火山災害応急対策の万全を期するため、職員に対し講演会、職員研修等の機会を活用して必要な防災教育を実施する。

イ 教育の内容

(ア) 火山災害の特徴

(イ) 予想される被害規模に関する知識

(ウ) 火山災害が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識

(エ) 職員が果たすべき役割

(オ) 火山災害発生後における二次災害の防止

(カ) その他、火山対策の必要な事項

(2) 住民等に対する教育、広報

ア 教育、広報の方法

(ア) 広報紙等による広報及び参考資料の配布

(イ) 住民集会等の開催

(ウ) 地域住民の自主防災活動に対する指導、協力

イ 教育、広報の内容

(ア) 火山災害の特徴

(イ) 予想される被害の想定に関する知識

(ウ) 火山情報等の正確な情報の入手方法

(エ) 火山災害が発生した場合の出火防止、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(オ) がけ地崩壊危険地及び避難地、避難路に関する知識

(カ) 火山災害発生後における二次災害に関する知識

(キ) 日頃から備え、実施できる応急手当、生活必需品の備蓄、落下物の防止、家屋、付属施設の補強、家具、危険物等の転倒防止等の内容

(3) 児童、生徒等に対する教育

教科、学級活動、学校行事等教育活動全体を通して、火山の基礎的な知識及び対策の教育を行う。

(4) 自動車運転者に対する教育

町交通対策協議会、交通安全協会等を通して、火山災害が発生した場合における自動車の運行等の措置について徹底を図る。

第 5 節 防災訓練

(総務課)

町は、火山災害対策の熟知、関係機関及び地域の自主防災組織体制の強化を目的として、火山災害を想定した防災訓練を実施するものとする。

1 火山防災訓練

次の内容を組み合わせ、町独自又は福島県及び近隣市町村と共同し、地域の自主防災組織の参加を得て、適時に実施する。

- (1) 火山情報等の受伝達
- (2) 火山災害対策本部の運営
- (3) 職員の動員
- (4) 避難誘導等
- (5) 交通規制
- (6) その他、応急対策等に関する内容

2 個別防災訓練

次に掲げる防災訓練を重点として随時計画的に実施する。

- (1) 県及び町防災行政無線等による通信情報伝達訓練
- (2) 職員の動員、参集訓練
- (3) 交通規制訓練

3 緊急初動訓練

町は、火山災害が発生した場合の緊急な事態に対応した臨機即応の初動体制をとるため、次の事項を重点とする事前に予告しない緊急初動訓練を実施するものとする。

- (1) 勤務時間内における訓練
 - ア 火山情報等の伝達訓練
 - イ 職場安全点検訓練
 - (2) 勤務時間外における訓練
 - ア 火山情報等の伝達訓練
 - イ 職員参集訓練
- (第 2 章 第 1 3 節のとおり)

第6節 緊急整備事業の推進

(総務課、町民生活課、保健福祉課、農林課、建設課、上下水道課、教育総務課、生涯学習課、こども課)

町は、火山災害が発生した場合の被害を軽減するため、次に掲げる防災施設につき、関連事業との調整を図り、その整備を図るものとする。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 緊急輸送路
- 5 医療施設
- 6 社会福祉施設
- 7 学校等教育施設
- 8 がけ崩れ等防止施設
- 9 水道施設
- 10 下水道施設
- 11 その他必要な施設

第 7 節 地域防災体制の整備推進

(総務課)

火山災害が発生した場合は、町の応急対策の推進を図り、地域住民及び事業所等の積極的な協力を得て、地域との一体的対応措置を実施する必要がある。

このため、町は自主防災組織の育成を推進するとともに、事業所等の指導強化に努め、地域防災体制の整備推進を図る。

1 自主防災組織の育成指導

(1) 町の役割

町は、地域防災活動の推進を図るため、区会（行政区）を中心とした自主防災組織の育成を推進するものとする。

(2) 研修会の開催

町は、地域リーダーを対象に自主防災組織の育成に必要な研修会、講習会を開催し、火山に対する意識の啓発、火山に関する知識の普及に努める。

2 自主防災組織の編成

自主防災組織の編成は、地域住民の合意の上、概ね次のとおりとする。

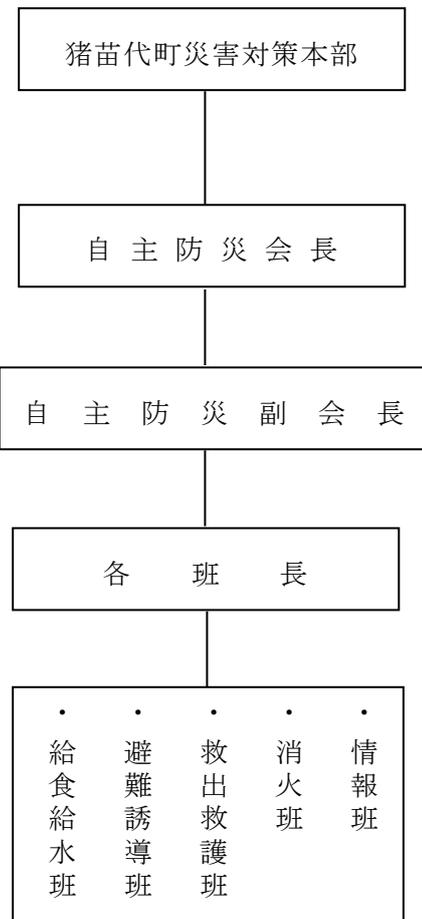
(1) 自主防災組織の編成単位

編成単位は、原則として各行政区単位とする。

(2) 自主防災組織の組織及び役割分担

自主防災活動を迅速かつ効果的に実施するため、原則として次のような組織を編成するものとする。

自主防災会組織



自主防災組織の役割分担

班名	役割
情報班	情報班は、被害状況等を的確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を行う。
消火班	消火班は、災害時における火災発生による被害の拡大を防ぐため、出火を防止し発生火災の初期消火を行う。
救出救護班	救出救護班は、救出、救護を要する者に対し、積極的に救出救護活動を行い、適切な措置をとる。
避難誘導班	避難誘導班は、災害等の発生により、住民の生命に危険が生じ又は生じるおそれがある場合は、指定された避難場所へ避難誘導する。
給食給水班	給食給水班は、避難地等において給食及び給水を行う。